

# 6次産業化等（地域資源活用・地域連携）を 促進するための指針

平成28年2月  
令和3年3月一部改正  
令和5年3月一部改正  
令和8年3月一部改正  
埼玉県

この指針は、本県の「埼玉県5か年計画」に掲げる「6次産業化及び農商工連携による農産物の高付加価値化の支援」及び「埼玉県農林水産業振興基本計画」に掲げる「農業の6次産業化（以下、「6次産業化」という。）等の促進」について、農林漁業者等（以下「農業者等」という。）への支援などの取組に係る指針として県が策定するものです。

また、この指針は農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（最終改正令和7年4月1日付6農振第2872号農林水産省農村振興局長通知）に定める「都道府県戦略」に当たるものとします。

## 1 農業及び6次産業化等（地域資源活用・地域連携）についての現状と課題

### （1）農業における現状と課題

#### ア 現状

本県では冬期の日照時間が長く、温暖な気候条件を生かすとともに、秩父などの山間地から中央部の丘陵地、東部や南部の低地まで変化に富んだ地勢に合った特色ある地域農業が展開され、野菜、米、畜産、花き、果樹、茶など多彩な農産物が生産されています。

特に、さといも、ねぎ、ほうれんそう、こまつななどの野菜やパンジー、洋ランなどの花きは全国トップクラスの産出額を誇っているほか、小麦、茶等も全国有数の地位にあります。

県全体の農業算出額は長期的には減少傾向であり、令和元年からは1,600億円前後で推移しています。

農業の担い手については、農業従事者数の減少や高齢化が進んでいますが、一戸当たりの経営規模は拡大し、担い手となる農業法人や大規模農家は着実に増加しています。

#### イ 課題

県全体の農業算出額は長期的にみると減少傾向にあり、更なる生産振興が必要

です。今後も、新規就農者の確保・育成や認定農業者への支援に加え、規模拡大志向の農家や農業法人等への経営力向上・雇用創出支援、女性農業者や農業参入企業など多様な人材・主体の活躍を促す取組を推進することが必要です。

また、地産地消やブランド化により、県産農産物の魅力を高め、消費拡大につなげていくことが一層重要となります。

## (2) 6次産業化等（地域資源活用・地域連携）における現状と課題

### ア 現状

#### (ア) 農業者等の取組状況

本県の食料品製造業出荷額は、全国第2位の2兆1,405億円（2024年経済構造実態調査：経済産業省）であり、全国有数の「食品産業立地県」です。

県内で6次産業化に取り組んでいる農業者等は880経営体（令和5年度）で年間販売金額は95億48百万円です（表1、表2）。

年間の販売金額別にみた経営体数の割合は、農産物の加工で500万以上の割合が35%と全国平均より高くなっている一方、100万円未満の経営体も40%以上存在しています（表3）

表1 埼玉県内の6次産業化に取り組む事業体数（戸）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
農産物の加工	620	640	610	640	630
観光農園	230	220	220	220	220
農家民宿	10	10	10	10	0
農家レストラン	30	30	20	20	30
合計	890	900	860	890	880

（農林水産省：6次産業化総合調査）

表2 埼玉県内の6次産業化の年間販売金額（百万円）

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
農産物の加工	9,983	9,651	10,767	11,785	7,066
観光農園	1,414	1,281	1,453	1,577	1,763
農家民宿	22	15	11	20	15
農家レストラン	621	531	565	694	704
合計	12,040	11,478	12,796	14,076	9,548

（農林水産省：6次産業化総合調査）

表3 年間販売金額規模別事業体数割合（令和5年度）

年間販売金額	業態別（単位：％）			
	農産物の加工		観光農園	
	全国	埼玉	全国	埼玉
5,000万円以上	4.8	5.2	2.1	1.4
1,000万円以上～5,000万円未満	11.0	20.8	15.0	24.9
500万円以上～1,000万円未満	5.7	9.0	14.4	5.5
100万円以上～500万円未満	34.4	21.9	34.1	46.5
100万円未満	44.2	43.0	34.4	21.7

（農林水産省：6次産業化総合調査）

### （イ）県の支援状況

本県では、農業ビジネス支援課及び農林振興センターの9か所に埼玉県6次産業化等サポートセンター（地域資源活用・地域連携サポートセンター）を設置し、普及指導員を中心として農業者等に対する6次産業化等の取組を支援する体制を整えています。

県の支援により、新たに6次産業化等に取り組む農業者等は増えており、平成26年度から令和7年度までに県の6次産業化事業計画を作成した農業者等は、249事業者となっています。

一方、平成23年度から令和7年度までに「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」に基づく総合化事業計画を作成し国の認定を受けた農業者等は、22事業者となっています。

また、令和3年度から令和7年度までに「新たに農業の6次産業化により開発された商品数」は、258品目（見込）となっています（表4）。

表4 新たに農業の6次産業化により開発された商品数 単位：品目

年度	R3	R4	R5	R6	R7	合計
商品数	51	53	53	51	50 (見込)	258

## イ 課題

（ア）6次産業化に取り組もうとする農業者等は、加工食品の製造や販売については農業分野と専門性が異なり、知識や経験が十分とは言えない状況であるため、事業計画の作成から実践まで段階に応じたきめ細かい支援が必要です。

(イ) 6次産業化等の取り組みを開始した後も、商品の品質管理や販路確保などの課題を抱え、商品の販売が順調に進んでいない農業者等が一定数存在しています。このため、商品開発後の継続的なフォローアップが必要です。

(ウ) 6次産業化の取り組みが進展し、自立した経営段階にある農業法人等については、要望に応じて、特に経営改善の視点から専門的な助言や支援が必要となります。

(エ) 全国有数の食品産業立地県である強みを生かし、農商工連携や食品産業と連携した農業の6次産業化等の取組が活発に行われるようマッチングの機会を増やすことが重要です。

(オ) 売れる商品づくりを実現するため、マーケットインの視点で商品開発を支援していくことが求められます。

(カ) 開発された商品の販売を促進し、農業収益の向上を図るため、商品PRや販路開拓の支援が必要です。

## 2 6次産業化等（地域資源活用・地域連携）の取組方針

6次産業化等における現状と課題を踏まえ、次の3つの取組方針を定めます。

- (1) 農業経営の改善・向上を図るための事業計画等の作成及び実践支援及びフォローアップ
- (2) 異業種や地域の多様な事業者と連携した農業の6次産業化等の取組推進
- (3) 売れる商品づくりと商品PRや販路開拓の支援

## 3 6次産業化等の成果目標

新たに農業の6次産業化により開発された商品数（令和8年度～令和12年度）  
目標値 250品目（50品目／年）

## 4 本県の特徴を生かした重点的に活用を図るべき農山漁村の地域資源、当該地域資源を活用した商品の開発及び販路開拓等の方向性

- (1) ねぎ、ほうれんそう、こまつなといった代表的な野菜や、近年評価が高まっているいちご、さらには米、小麦、茶など、本県の産地としての強みを生かした多種多様な商品の開発を支援します。

- (2) 地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、地域ぐるみの6次産業化、付加価値の創出を支援します。
- (3) 食品関連事業者、流通業者、関係機関等、多様な事業者との連携を促進します。
- (4) 大消費地に隣接するという立地特性を生かし、地産地消の観点から県内を中心とした販路開拓を進めるとともに、近隣都県への販路開拓の支援を行います。

## 5 6次産業化等（地域資源活用・地域連携）事業者の将来像

- (1) 食料品製造業が盛んな本県の特徴を生かし、食品加工業者等多様な事業者との連携により6次産業化等に取り組む農業者等が増えています。
- (2) 大消費地にある多彩な農産物の産地としての本県の強みを生かし、県内・近隣都県の小売店等と連携した商品の販売や、収益力の高い6次産業化等に取り組む農業者等が増えています。

## 6 6次産業化等に取り組む農業者を支援するための施策

- (1) 経営ビジョンを実現するための事業計画の作成を支援するとともに、研修会の開催や専門家の派遣等を通じて商品開発、販売力の強化等を支援します。また、農業者等の6次産業化の取組が継続できるよう、適切にフォローアップを行います。
- (2) 農業者等と地域の食品加工業者、流通・販売業者等のマッチングを支援し、農産物の特性や地域性を生かした付加価値の高い商品開発や新たなビジネスの創出、販路開拓などに取り組み、食品産業と連携した6次産業化や農商工連携の取組を促進します。
- (3) 県産農産物を使用した商品のコンテストを開催し、県内外に広くPRを行い、県産農産物の需要拡大と県内の食品産業の活性化を図ります。
- (4) 県内の農業者や食品関連事業者等と県内外のバイヤーによる商談会を開催し、県産農産物や県産農産物を利用した加工食品等の販路開拓を図り、新たなビジネスチャンスを創出します。併せて、新商品のブラッシュアップや農業者等の商談能力向上を図り、販売力を強化します。
- (5) インターネットの通販サイトや百貨店、量販店、高速道路のサービスエリア等の6次産業化商品等の販売を支援し、農業収益の向上を図ります。

## 7 国等の支援施策の活用

地域資源活用・地域連携サポート事業を活用し、自ら経営改善目標を掲げる農業者等に埼玉県地域プランナーを派遣し、課題解決や目標達成に向け支援を行います。

また、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）を活用し、地域ぐるみで地域資源活用・地域連携に取り組む農業者や市町村に対し、新商品開発や販路開拓の取組、それに必要な加工・販売施設等の整備、市町村戦略の策定に係る取組等への助成を行います。

## 8 指針の効果検証及び見直しに関する取組

埼玉県6次産業化等（地域資源活用・地域連携）推進連絡会議を開催し、施策の取組状況、成果目標の達成状況等について検証を行うとともに、必要に応じて指針の見直しについて協議を行います。